

令和2年度
世田谷区防災会議（第1回）
午後の部

令和2年7月27日

午後2時1分開会

○危機管理部長 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから世田谷区防災会議を開会させていただきます。

私は、議事に入るまでの進行役を務めさせていただきます世田谷区危機管理部長の菅井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして幾つか連絡事項がございます。

まず、1つ目ですが、いわゆる3密を避けるため、今回は出席委員の皆様を2つのグループに分けまして、午前と午後に分散して開催させていただいております。また、お席も左右を空席にして、出席者間の距離を確保させていただいております。

次に、2つ目ですが、会議時間をなるべく短縮するために、事務局からの説明を簡略化させていただき、事前に意見をいただく形とさせていただきました。委員の皆様には御協力いただきましたこと、誠に感謝申し上げます。

最後に、3つ目ですが、質疑応答の際にマイクを回させていただきますけれども、感染予防対策の観点から、手渡しではなく、係の者がスタンド付きのマイクを発言者の方の前に置かせていただきます。発言終了後、そのマイクをアルコール消毒させていただくという形で進めさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

また、会議中は、会議内容の記録として写真撮影を行いまして、必要に応じて区ホームページ等で公開する予定となっておりますので、併せて御了解いただければと存じます。

では、本日の会議の流れを御説明いたします。

初めに、今から防災会議を50分程度で開催したいと思います。その後、10分、15分で国民保護協議会を引き続き開催して、1時間程度で会を終了させていただければと思います。

次に、会議資料の確認でございます。

席上に配付させていただいた資料といたしましては、まず、本日の次第、資料1、世田谷区地域防災計画[平成30年一部修正]について、資料2、その新旧対照表、平成30年12月、資料3、世田谷区地域防災計画[令和3年修正]素案について、資料4、

世田谷区地域防災計画[令和3年修正]素案まとめ、資料5、素案まとめにおける修正のポイントの計画反映先一覧、資料6は、付番はないのですが、こういう分厚いものです。世田谷区地域防災計画[令和3年修正]本編(素案)新旧対照表になります。そして資料7、(参考)避難所における新型コロナウイルス感染症への区への対応について、資料8、世田谷区防災会議委員名簿、資料9、世田谷区防災会議条例でございます。また、受付におきまして席次表を配付してございます。資料等に不足がございましたら、お手を挙げて、お知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、世田谷区防災会議の会長でございます世田谷区長より御挨拶を申し上げます。会長、よろしく願いいたします。

○区長 皆様、こんにちは。お忙しい中、本防災会議に御出席をいただきまして、ありがとうございました。

昨日も東海道新幹線、東名高速が、静岡県が大変な豪雨で止まるということがございました。この7月に入って、九州、熊本県をはじめ大変広範囲に、また本州にも何か所も河川が氾濫をし、とりわけ九州球磨川は、せっかく片づけが相当進んだのに、また氾濫をするということで、もう1回やり直しになるというような大変なニュースが飛び込んで、連日、災害のニュースに接しているわけです。

もう一つ接しているニュースといえば、今、事務局から御説明があったとおり、新型コロナウイルス、これが6月に東京全体も我が区も発生ゼロ、1、こういうところによく落ち着いて、第2波、第3波に向けた準備をしっかりとやっていこうと考えているうちに、7月になって急増いたしました。先週は333人という過去最高の都内の件数、区でも連日20人前後、若い方が確かに多いんですが、一方で高齢者介護施設などに広がったりしていることもございまして、中高年、あるいは高齢者の方に少し拡大が出てきていることが心配であります。病院のベッドも限りがあります。というようなことで、コロナと災害、この2つについて、連日、取り組まない日はないということで、皆様もそれぞれの場面で直面されていると思います。

今日は、そのコロナ対策で午前、午後に分けて同一議題を審議するという、区でも経験のないやり方で進行いたしますが、御協力をお願いしたいと思います。

今回、10月12日、13日、台風19号が世田谷区を襲い、玉川砦地域、多摩川沿線に大変大きな被害をもたらしたわけでございます。心からお見舞いを申し上げたいと思います。昨日、2回、そして先週の日曜日に2回と、玉堤地区、野毛地区、玉川地区、

そして、宇奈根、鎌田と、それぞれの地域住民に対して災害対策総点検を踏まえた区
の取組み、水害対策の現状について説明会をさせていただきまして、大変多くの方
がお集まりになって活発に御意見、そして、まだまだ不安点が拭えないというよう
な声もいただき、一層気を引き締めて、この水害対策にも取り組んでまいりたいと思
います。

今回、今日の議案で、私どものこちらの冊子、世田谷区地域防災計画[令和3年修
正]の素案を御提供して、御意見をいただき、決していきたいと思えます。

どうか、限られた時間でございますが、有意義な会にしていきたいと思えます。よろ
しくお願いいたします。ありがとうございました。

○危機管理部長 ありがとうございます。

続きまして、防災会議の委員紹介ですが、お配りしております委員名簿をもちまし
て省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。これより、議事の進行につきましては
会長であります区長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

○区長 それでは、進行いたします。

まず、議事の1つ目、【報告事項】世田谷区地域防災計画[平成30年一部修正]につ
いて、事務局より説明をしてください。

○事務局(危機管理部副参事) 私からは、世田谷区地域防災計画[平成30年一部
修正]についての御説明をさせていただきます。

本件は【報告事項】でございます。趣旨といたしましては、区立小学校の耐震化率
を修正する必要が生じたため、世田谷区防災会議運営規程第5条に規定する防災会
議会長の委任事項として、緊急に計画の修正をさせていただいた案件でございま
す。

経緯といたしましては、平成30年5月に区立希望丘小学校において既存校舎内の
改修を行うため耐震診断を実施したところ、校舎棟と体育館棟とも構造耐震指標
(Is値)が0.6を下回る結果となり、緊急に耐震補強工事を行うことになりました。こ
のときの地域防災計画では、区立小中学校の耐震化率について100%と記載して
いたため、計画の一部を修正いたしました。

具体的な修正内容については、資料2の新旧対照表をおつけしてあります。耐震化
率は「100%」から「98.9%」へ修正し、今後、耐震化率100%を達成するための方針

などを示しております。また、その後、ほかの区立小中学校についても再点検を行ったところ、耐震性が確保されていない学校が希望丘小学校以外に26校あることが判明し、耐震化率の数値は現在71.1%となっております。この内容については、今回お示しさせていただく計画(素案)に反映させております。

説明は以上でございます。

○区長 事務局からの説明、この件に関して皆様から御質問等がございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、議事の2つ目、【審議事項】に移ります。事務局より、進め方について説明してください。

○危機管理部長 ここからの議事の進め方でございますが、まず、事務局から本日の資料について簡潔に説明いたします。その後、事前にいただいております皆様からの御意見について御紹介させていただきます。御意見につきましては、適宜事務局または関係機関の方から御回答をいただきながら進めていきたいと存じます。

○区長 それでは、世田谷区地域防災計画[令和3年修正]素案について、説明をお願いします。

○事務局(危機管理部副参事) では、世田谷区地域防災計画[令和3年修正]素案について御説明いたします。

まず、資料3を御覧ください。1 主旨にあるとおり、前回計画修正以降に改正された災害関連法令や東京都地域防災計画等の上位計画の修正内容、また、昨年台風第19号を受けて区が取り組んでまいりました風水害対策総点検の結果等について、地域防災計画に反映すべく、このたび素案を取りまとめました。今回の計画修正の重点事項について説明いたします。

資料4、素案まとめの3.修正のポイント(重点項目)を御覧ください。今回の修正ポイントは5つあります。

まず、1つ目のポイントは風水害対策の強化です。風水害時における情報提供の在り方や避難所の開設、運営体制、職員の配置、備蓄等について強化を図るとし、具体的な項目といたしましては、災対各部の役割と対応を確認するための風水害対応タイムラインを作成したことや、水害時避難所の拡充に向け、玉川や砧地域を中心に民間大学や都立高校などの施設に対して協議を行い、早期運用を目指していくこと。さらには、洪水ハザードマップを改定し、日頃からの周知啓発を図っていくことや

防災無線の放送内容を聞くことができる防災無線電話応答サービスの拡充などといった情報発信の強化について計画へ反映いたしました。

次に、2つ目のポイントは区の受援・応援体制の充実強化です。災害時、円滑に支援を受け入れるための連絡調整体制や、被災自治体への応援に係る庁内体制を明確化する等、体制の充実・強化を図るとし、具体的には、受援・応援に係る庁内調整体制の強化、災害時ボランティア等連絡会の設置について計画へ反映いたしました。

3つ目のポイントは災害対策本部機能の強化です。災害時に災害対策本部機能が十分発揮されるよう、耐震安全性や庁舎維持機能など災害対策機能の強化を図るとし、令和9年に整備予定の新庁舎における耐震安全性の強化、非常用電源の拡充、災害対策本部機能の集約、新たな防災情報システムの導入といった項目について計画へ反映いたしております。

4つ目のポイントは自助の推進です。区民一人一人の防災の取組みの重要性や、具体的な対策に向けた備えなどについて周知・啓発を進めていくとして、区民への在宅避難、縁故避難の推奨、マイタイムラインの活用促進、蓄電池導入経費助成制度の新設の項目について、計画へ反映をいたしております。

5つ目のポイントは多様性に配慮した女性の視点です。前回の計画修正以降、取り組んできております女性防災コーディネーターの育成・支援の取組みや多様性に配慮した女性の視点を反映させた「世田谷版HUG」を活用した啓発の促進について計画へ反映しております。それぞれの修正項目についての反映先につきましては、資料5に反映先一覧としてまとめておりますので、そちらを御覧ください。

また、修正の詳細につきましては資料6の新旧対照表を御覧ください。

最後に、資料7を御覧ください。これは、5月28日の区議会特別委員会で報告させていただいた資料でございます。主に避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について取りまとめたもので、感染リスク低減のために、在宅避難や自主避難、縁故避難など様々な避難方法を検討すること。感染予防措置としては、避難所では、手洗いの励行、マスク着用を原則にすることや、自宅療養者や健康観察者の避難に関することや、避難所内で感染者が発生した場合について、今後、修正計画(案)の段階で反映してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○区長 ただいま説明を事務局よりいたしました。この件について、事前に御意見をいただいているのですが、本日御出席の方もいらっしゃいますので、事務局より進行をしてもらいたいと思います。

○事務局(危機管理部副参事) それでは、事前に御意見をいただいておりますので、午後の部で御出席されていない方の御意見を事務局のほうで代読させていただきます。回答もさせていただきますと思います。

まず、東京都第二建設事務所長、◆◆委員よりいただいた御意見を御紹介させていただきます。

風水害への対応など、都や区、国との役割分担に関する記載の修正については防災・減災に関わる重要な事項になるので、関係部署と十分に調整した上で修正をお願いします。

もう1点ございます。土砂災害対策についての記載の追加や削除については、都の土砂災害対策事業を所管している部署にその必要性や妥当性について確認をしてください。

2点御意見をいただいております。そちらに関しまして御回答をさせていただきます。

今回の修正作業では、計画素案のたたき台を作成し、庁内関係所管並びに本防災会議における関係機関への内容の確認、修正を依頼し、反映させていくといった作業を進めてまいりました。都の土砂災害対策事業を所管している部署等に関する内容につきましては、本会議後に都との協議を進めていく中で調整し、修正してまいります。

回答は以上となります。

あと、事前にいただいた御意見といたしましては、世田谷サービス公社代表取締役、◆◆委員から御意見をいただいております。本日、◆◆委員は御出席いただいておりますので、御意見の御発表をお願いいただけますでしょうか。

○◆◆委員 世田谷区の外郭団体でございますが、区の公共施設を多く管理させていただいている立場から、ちょっと意見を出させていただきました。

今回の修正案では、水害時避難所、いわゆる風水害に対応した避難所を設置するとされています。去年の台風19号のときですけれども、順次、自主避難受入れ施設ということで27か所ほど開設をしましたが、そのうち9か所ほどが当社で管理をさせ

ていただいている施設でございます。総合支所からの御依頼等を受けまして、日頃からその施設を管理している監督者に泊まり込んでもらって、区の職員の方々に、要は、倉庫であるとか、鍵の開け閉めであるとか、空調とか、一番知っているものですからお手伝いをさせていただいた経緯がございます。

ただ、現在も区とは協力協定を結んでございますが、主に震災対応ということで、台風19号のような区民利用施設で避難所になって、それをどう運営するかといったようなことについては、協力体制についてまだ取決めがないということから、当社としても必要な物品であるとか、当社の指揮命令の系統であるとか、整備をしたいと考えてございますので、ぜひ具体の協議をお願いしたいということで意見を提出させていただきました。

○事務局（危機管理部副参事） ありがとうございます。回答については、事務局からさせていただきます。

お話にあった水害時の避難所につきましても、震災時の避難所と違いが分かりにくいと御意見が多数寄せられたこともあり、大幅に見直しを行っております。

新旧対照表の297ページを御覧ください。そちらにも記載をさせていただいておりますが、避難所の名称を水害時避難所といたしまして、震災時の避難所との区別を明確にしました。また、昨年の台風第19号のような大規模な台風が襲来するようなケースでは、避難所を2段階に分けて開設するなど、水害時避難所の開設及び運営について内容を見直して、整理をした上で、その開設、運営は区が責任を持って行い、避難所運営委員等の地域住民の皆様の御協力はもちろん、施設管理をされている事業者の方々とも密接に連携をしていく必要があると考えてございます。

御意見にもございましたとおり、区といたしましても、現在サービス公社様と締結している協定を元に、避難所の開設、運営に関する事項につきましても、今後具体の協議を進めていきたいと考えておりますので、今後とも、ひとつよろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

続きまして、◆◆委員より御意見を賜っておりますので、◆◆委員、御意見の御発表をよろしくお願いいたします。

○◆◆委員 まず、風水害時の避難所に関してなんですが、ペットの受入れについて、各地域で事前に協議する必要性というのがあると思います。

それから、避難行動要配慮者の自家用車での避難、大雨の中の車椅子やストレッチャーなどでの避難は、新たな地域の課題ということで指摘がされています。地域での合意形成、どのように取り組むのかを伺いたいと思います。

○事務局(危機管理部副参事) ありがとうございます。

それでは、事務局が回答させていただきたいと思います。

水害時の避難所につきましては、震災時と違いまして運営の主体は地域の避難所運営委員会ではなくて、区となります。その運営に当たりましては、地域の皆さんの御協力が不可欠と考えております。そうした中で、ペットの受入れの問題や避難行動要支援者の避難の問題、こういった新たな地域課題が出てきております。そうした問題については、避難所運営訓練や各地での防災塾、身近なまちづくり推進協議会などを通じて、こういった課題の共有、解決に向けた検討等を進めてまいります。

事務局からは以上となります。

○◆◆委員 2つ目に、自助の推進というのを物すごく今言われていると思うのですが、災害に自ら備えること、すごく大切だとは思いますが、被災時でも在宅生活が続けられる、その事前の工夫とか、それから、タイムラインのこと、前文にも触れてあったと思うのですが、マイタイムラインなどの啓発、これをどのように進めていくのかを伺いたいと思います。

○事務局(危機管理部副参事) 事務局から御回答させていただきます。

今、◆◆委員よりお話がありましたとおり、やはり過去の被災事例などを見ましても避難所の生活というのは大変苛酷なものであり、いわゆる関連死を防止するためにも、避難所での避難だけではなく、在宅避難や自主避難、縁故避難といった多様な避難方法についても周知をしていくとともに、そういった避難を可能にするための備えなどについても積極的にお知らせをしていきたいと考えております。

区のお知らせの特集号や「せたがや防災」など、広報印刷物をはじめ区ホームページ、あと災害・防犯情報メール、ツイッターなどの多種多様な媒体を活用するとともに、各地域の防災訓練や防災塾、防災教室、先ほどとも重なってしまいましたが、各種イベントも活用しつつ、在宅生活を続けるための工夫やマイタイムラインの使い方などについて普及啓発を進めていきたいと考えております。

事務局からは以上になります。

○◆◆委員 もう一つだけ、すみません。修正前の81ページなどに、多様性の視点を

生かすために統計資料の作成が書き込まれていました。今回の素案ではなくなっています。例えば、男女とか外国人、高齢者、障害者、妊産婦など、本当に多様な属性があると思うのですが、その属性別の被災しやすさ、それからニーズの違いなどのデータ、これは把握できているのでしょうか。今回の計画にそのようなデータが生かされているのかを伺いたと思います。

○事務局（危機管理部副参事） それでは、事務局から回答させていただきます。

前回の計画修正では、女性の視点部会を立ち上げまして、検討結果を計画に反映させるなど、初めて地域防災計画に男女共同参画の視点を導入いたしました。その後、計画で示した課題や方向性を具体化していくために、本会議の委員でもございます〇〇様や内閣府で男女共同参画の視点からの防災に取り組んでいらっしゃいます〇〇様などと一緒に検討委員会を立ち上げまして、検討を重ねてまいりました。その検討の中で属性別の被災者数や属性別のニーズの違いなどのデータも踏まえた上で、世田谷区の状況に適した具体的な取組みについて検討を進めてまいりました。具体化に向けた検討の成果ですけれども、今回、計画修正にも反映しておりますが、例えば女性防災コーディネーター養成研修のプログラム、あと、地域啓発研修のプログラムの構築、あと、実際に研修を開催しているところもございます。また、先ほどお話ししました「世田谷版HUG」という、避難所の運営を実際にゲームの形でやるといったものなのですけれども、それにも検討の成果が反映をされており、女性はもとより、性的マイノリティーの方や乳幼児、高齢者、障害者などの多様な方々に配慮した視点の必要性について自らも気づいてもらえるようなツールとして作成することができたと思っております。参加者の方からも御好評をいただいております。

事務局からは以上となります。

○区長 ◆◆委員からは他にも御質問をいただいておりますが、この質疑について、事務局の回答の資料を後ほど配らせていただきますので、時間の関係で申し訳ありませんけれども、この資料をもって。

それでは、事前の質疑についてはここまでなのですが、御会場に御参加の皆様から御指摘あるいは質問、質疑がございましたら、どうか発言をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○◆◆委員 先ほど御説明をいただきました資料7の裏面の③のア、イ、ウ、エ、オと書いてあるところのキのところでございます。いろいろ新型コロナウイルスの感染防

止対策をしていただいて、キのところを音読させていただきますと、「避難者(家族)ごとに避難スペースを確保し、他の避難者と最低1メートルの間隔を空けて、避難者同士が向かい合わず、同一方向を向いて座る」。なおかつ、換気を本日のようにということだと思うのですが、十分な換気に努めるということで、これで恐らく問題はもう相当解決されていると思うのですが、よくマスコミ報道等で、地方の避難所でこういう工夫をしていますなどというのを見ると、何せ世田谷区が場合によっては地方の県よりも多い人口なので難しいのかなと思いながら拝見をしていたんですが、パーティションなどで区切ってということをお検討されたのか、それとも、それは不可能なのか。あと、プライバシーのことを配慮すると、そういったこともあるといいのかななんて思ったのですが、どのようになっていますでしょうか。教えていただければ幸いです。

○区長 避難所におきますコロナ対策で、人口が多いというところでどのような配慮があるのか。

○事務局(災害対策課長) 御承知のとおり、パーティションだとか、あと、段ボールでのついたてをしたり、様々な取組みがなされていることは承知をしております。世田谷区におきましては、今まとめさせていただいた資料7で、一定程度のマスクの着用と、間隔、ソーシャルディスタンス、手洗いの徹底、この基本的な3つの新しい生活様式、新しい日常とか言いますが、そういったところは必ず盛り込み、その上でプラスアルファをどこまでやるかというような議論はさせていただきました。

現段階では、ここまでの対応としてさせていただき、今後、震災時の地域の避難所運営の皆様方にも御意見をいただく機会も地域であろうかと思っております。そういったところで、必要なもの、最低限これは必要だよとか、そういう議論もさせていただいて、それを吸い上げて、区の中でもどの程度用意するか。あと、保管するための場所とか、そういったものを用意したことによって設営が必要になってくると思っております。その辺の兼ね合いも含めて議論しながら、感染症対策についても検討してまいりたいと考えております。

○区長 他の方で、いかがでしょうか。御発言ございませんでしょうか。あるいは御質疑、よろしく願います。

○◆◆委員 事前に意見をというところを、ちょっとうっかりしておりましたお出ししていなかったものですから2点ほど申し上げたいのですが、今回の素案を拝見します

と、災害時のトイレについての記載が、正確に比較したわけではありませんが、かなり書き込まれるようになってきているのかなと感じました。災害時には、やはり命を守るためには、飲食をして、排泄をして、眠る、この3つが維持されないと命に関わってくるわけですから、トイレというのは本当に大事な問題で、私たちは昨年も防災シンポでトイレの問題を取り上げてディスカッションをやったりしたのですけれども、ただ、全体を拝見しますと、特に自助ということを訴える部分で、在宅避難の備えに、ちょっと拝見しますと、トイレの記載が少ないように思いました。ですから、在宅避難を勧める記述の中に、携帯トイレを各家庭で備えることがいかに大事かということをもう少し具体的に書き込んでほしいと思いました。これが1つです。

ちなみに、話はちょっと別ですけれども、ボランティアが活動に入る場合も、その活動先にトイレがあるのかないのかというのは本当に一番悩ましい問題で、トイレがなかったらどうしようもないということに、ボランティアにとってもなるのです。いかにトイレが災害時に大事かということを感じています。

もう一点、これはお尋ねしたいことなのですが、在宅避難といった場合に、これは本当に当然の流れとして必要になってくることなわけですけれども、一方では建物の危険性というのがありまして、応急危険度判定という正式な判定そのものはなかなか人手もかかり、時間もかかる。そうすると、たしか今回の素案も14日ぐらいはかかるのかなと。これは結構早めてあるほうだと思うのです。しかし、在宅避難を災害発生直後に考える場合は、そうすると、各個人個人が自分の家の危険度を自主的に自己責任で判断しなくちゃいけないということに事実上ならざるを得ないのではないかなと。これをどうするのかと。

それから、ボランティアが、例えば4日目あたりに在宅避難者の支援のために行かせていただきました。では、その建物の中に入っていいのだろうか、コーディネートする我々の立場として、入っていいですよとか、危ないですよということをどうやって判断するのだと。そこの危険性も判断しないでボランティアを派遣してしまっているのかということは、実はこれ、いつも議論にはなるのですけれども、解が見つからない。応急危険度判定をするのには1か月もかかりますよとされている中で、どうしたものだろうと。これはいつも悩んでいることなんですよね。

もしかすると、正式な応急危険度判定は急いでやるけれども、しばらくの間は自己責任で、例えば、こういう点を注意してください、これは事前の備えも必要でしょうけ

れども、いざ発災したところの、こういう建物はこういうところをチェックしてみてください、これが駄目なら駄目ですよという、何かちょっとした基準でもあるのかどうか。ただ、それを行政の責任で、そういったことを言えるのかという非常に難しい、悩ましい問題があるのです。それは我々によく問われるのです。そういうところはどうするのですかと。ちょっと答えようがなくて、いつも困ると。

本当に具体的には、これは重要な問題ですので、御検討いただければというふうに思っています。

○区長 ボランティア協会の◆◆委員から2点ございました。災害時のトイレが重要であること、特に在宅の場合におけるトイレの記載を強化したほうがいいのではないかという御意見、2点目は、まさにその在宅避難の中で、応急危険度判定などがすぐに来られない中で、避難者はそこにいていいのか、あるいはボランティアが入っていいのかと、その辺は非常に難しい、悩ましい問題なんだということで、2点でございます。

○事務局(危機管理部副参事) それでは、事務局より御回答させていただきます。

災害時のトイレの件でございますけれども、まさしく自主避難を進める上では、やはり簡易トイレ等といったものの備蓄も併せて周知はしていかなきゃいけないと思います。ですので、今いただいたトイレの件に関しましては、今後案にしていく中でまた検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、在宅避難です。建物の危険性という点でございますが、こちらはやはり震災時のお話になるかと思うのですけれども、確かに難しいところがあると思います。あと、行政といたしましても、自己判断であったり、何かちょっとした基準というものを出して、もし万が一のことがあるということを考えますと、気軽に、ちょっと今すぐここでこうしてください、こうしたほうがいいですとかというのがなかなか申し上げられないところもありますので、こちらに関しましても今後の検討課題とさせていただければと思います。

事務局からは以上です。

○区長 特に2番目は課題とさせていただくということで、事務局のほうでしっかり考えていきたいと思えます。

ほかに御発言、では、よろしくお願いいたします。

○◆◆委員 今、マンションなんかで町会に入っていないところがかなり多いのです

けれども、そういうところで1階の部分に貼ってあるのは、例えば、もし大地震が起きたときには、避難所はここだから、ここへ行ってくれということは、みんなこのマンションにも結構貼ってあるのです。貼ってあるのですけれども、実際、例えば、うちの町会のエリアは1万人ぐらゐの世帯があるわけです。大体そこの人たちが避難してくる場所の避難所は500人とか600人ぐらゐなのです。そういうキャパで、例えば一般の人たちが本当に大きな災害があつて集まった場合、相当な人数が来た場合には対応ができないというか、五、六百人だったらば、せいぜい3日間。ですから、そんな形で、もしそれが4000とか5000の人が来たならば、すぐに困ってしまう。食料もすぐ終わってしまうようなあんばいになってしまうわけです。

その方法です。ですから、そこに行つても食料はないよとか、例えば、毛布はない、あれもない、これもないという話ははっきりしておいてもらわないと、多分、いざそういうことが起こつた場合に、現場、避難所に人が来過ぎて相当困ると思うのです。ですから、500人になったら、もうあとは入れませんよという形になるのかどうか。

町会にも入っていないようなマンションがいっぱいある中で、そういうところがどういうふうにして、そういう問題をクリアするか。何かあつたら避難所に行けというのでは困るんですよ。やはりその部分で、在宅避難で備蓄をするんだということをちゃんとうたつていただいて、そういうことを明確な形でやっていただきたいと思います。

○区長 ◆◆委員からの、御指摘は地区に限らず、世田谷区全域、大変マンションも多いですし、学校は九十数校、体育館などがありますが、到底そこに全員が入るといふのは不可能という中で、この点をどう考えるか、事務局、お願いします。

○事務局（災害対策課長） 今お話しいただきましたマンションとかというのは、比較的震災時でも継続して在宅避難ができる可能性が高い建物だとは認識しております。先ほど、ボランティア協会の理事長からもいただきましたが、そういう問題は残っておりますが、ある町会によっては「在宅避難のすすめ」というものも、チラシを作つたりとかということをやっているところも幾つかあるというふうには聞いております。

そういった取組みを進めていくのと、あと、先ほど言ったような課題も含めて、もうちょっと在宅避難についての周知というのを、今後、コロナ禍でもありますが、進めていきたいと考えております。

マンションに対してのチャンネルというのは、マンション交流会とか、そういったもの

もありますので、そういう所管と連携して周知を図っていきたいとは考えておりますので、引き続き、「在宅避難のすすめ」みたいなものも、区の広報物、そういったところでもしっかりやっていくということと、あと、備蓄については、区の条例で1週間することを推奨しておりますので、それももうちょっと周知を図っていき、備蓄をしていたきながら在宅避難をしていただけるような取組みを、広報、PRを含めてやっていきたいと考えております。

○区長 続きまして、御発言、御質問はございますでしょうか。どうぞ。

○◆◆委員 とても立派な修正ができたなと思っております。そういう中でなんですけれども、これは質問とか意見というより希望なのですけれども、やはり今、◆◆委員のほうからもお話があったように、町会はかなり情報がきちんと伝わっているように思うのですけれども、町会に属していない方がいっぱいいらっしゃる中で、地域住民になかなかこれだけの情報が伝わりにくいというところを一番心配しております。

そういう中で、区長が車座集会をやっていただいたように、例えば、地区単位でまちづくりセンター中心に、住民の皆様にも、こういうものができましたということで、今日御説明があったように、そのポイントとかを御説明いただいて、皆様からの質問、不安に思っていることを受け付けるような場を作りたいと思っております。

ただ、今このコロナの状態、それがいつできるのかということがとても不安で、当然区のほうではそういうことをお考えだと思っておりますけれども、いつごろというふうにお考えになっていらっしゃるか、お聞きしたいと思いました。

○区長 まちづくりセンター単位では、皆さんに長年、防災塾ということで熱心な御参加、地区防災計画もやっていただいております。今回の修正について、内容を住民の皆さんに共有するような機会を区のほうで具体的にどう考えているかということについて、事務局、お願いします。

○事務局（危機管理部副参事） 町会に属していない人たちなどに情報が伝わらない、まちセンとかを活用して、そういった方々にも周知、情報交換の場をという御意見でございましたけれども、それに代わりまして、今回、この計画の素案につきましては、パブリックコメント、区民の皆さんから広く御意見を頂戴いたします。8月1日から約1か月間程度、そういった形で御意見を頂戴いたします。やはりコロナ禍の中で皆さんからこういった場を開いて御意見を頂戴するというのはなかなか難しい状況でございますので、それに代わりまして、パブリックコメントという形で、メールだった

り、電話だったり、いろいろありますけれども、御意見を頂戴して、その頂戴した意見を今後、計画案にする段階で反映させていきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○◆◆委員 パブリックコメントなんですけれども、四大紙にお入れになっていて、今、若い人たちはほとんど新聞を取らないという状況になっていて、若い人たちはメールを見るので、ホームページを見ていただければというふうにお聞きしているんですけれども、やはりなかなかそのタイミングに合わせて見るということはないというふうにも聞いております。もう少し工夫をしないと、情報はなかなか通っていかないのではないかと思っておりますので、ぜひその辺、もう少し皆さんがきちんとコメントできるような方法を考えていただければと思っております。

○事務局（危機管理部副参事） ありがとうございます。

○区長 全戸配布という意味では、この水害についてのハザードマップを、最新の内容に更新したものを9月に全戸、新聞を取っていない方もポストに入る予定でございますが、これは水害中心なので、今言った在宅避難等々、そこまで詳しく載っているわけではないですけれども、今後またそれも課題にしたいと思えます。

続きまして、他の方で御意見、御質疑はございますでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

○◆◆委員 いろいろお話を伺いましたけれども、私が申し上げるのは、大変失礼な言い方になると思いますが、私自身のことも含めて申し上げますが、いわゆる行政としては、こういう書類で来るのはしょうがないと思うんですが、これを読んでどうするかということ自体が、私自身は自信がありませんし、問題は、さっきお話がありましたように、行政の考え方を一般の区民にどうやって伝えるかというのは大変なこととして、我々も町会の機会があるたびにやってはおりますが、これは全く情けない話ですが、自信がありません。というのは、話をするほうも高齢者ですし、受けるほうも高齢者が、区の出版物、あるいは書類、チラシ、いろいろ見ましても、字が小さくて見えないうんです。そういう人たちがだんだん増えてきているわけでしょう。

それでまた、防災無線なんかがあってスピーカーで言っても聞こえません。聞こえないのが多いと思いますよ。学校の上にスピーカーがあっても、実際役に立っていないということが実態だと思います。

それからもう一つ、町会活動というものは、区の行政の方はどういうふうに期待をし

ていらっしゃるか分かりませんが、非常に大変な状況になっているわけです。ですから、これは一部の方は御理解いただいているし、我々と接触している現場での行政の方はよく知っておられると思いますけれども、いい意見なんてなかなか出てこないですよ。そういう状態の中で、これからどんどんと色々な条件が重なってきますと、だんだんこの在宅避難とか、コロナに似たようなことに対する対策も含めるとなると、これは今までやっていたようなことではまずいなど。

ですから、ここには今までできなかった、例えば、ボランティア協会にどういう方が登録しているか分かりませんが、うちの町内でボランティア協会に登録している方を教えてもらえませんかと言っても、それは駄目だというわけです。プライバシーの問題があるらしいです。しかし、もしそれが許されれば、ふだん、町内の活動とか何かで連絡ができるような関係ができ上がっていれば、ちょっとすまないけれども、顔を出してもらえらなら出てくれんかとか、手を貸してくれんかということもできるんですが、そういうことも、ちょっと今できないんです。

それから、高齢者がどれだけいて、要支援者がどのぐらいいるかというのは、私自身もリストをもらっていますし、民生委員はもらっていますが、実際活動するときはどうするかというと、世話をするほうの町会側のスタッフに対して、受けるほうの方はその倍ぐらいいらっしゃるわけです。さらに、もし何かあって、そこへ行ってお手伝いして、手をお貸ししようとするときには、1人に対して1人じゃどうにもならないわけです。車椅子にしても何にしても大体2人、3人ということになると、これは絶望といいますか、なかなか大変。

だから、在宅避難のほうに力を入れて、そして、そこがある程度整備できるような指導をこれからもしていかなきゃいけないんだらうということとはよく分かるんですが、その辺のところを、もっとかみ砕いて易しく分かりやすく御指導いただきたいと。以上です。

○区長 ありがとうございます。◆◆委員からお話をいただきました。

私もちょっと見えづらい大きさに大変申し訳ございませんが、こういう法で決まった計画なので、どうしても全部盛り込もうとすると細かくなってしまふということで、今日、明日、こういったものを確認いただいて、その上で、今、会長からお話があったように、どういうふうに分かりやすく区民に伝えていくか、また災害時要救援の、助けに行かなければいけない人たちの救助体制の問題等々、たくさん課題をいただきま

したが、事務局、何かありますか。

○危機管理部長 今お話があったように、広報紙だとか、あと様々、区ツイッターだとかホームページ等、短く分かりやすい表現で、御高齢の方たちにも伝わるようにということで努力はしているところですが、また御意見をいただいたということで、改めて今後の出版物、情報発信ツールにつきましては、また御検討させていただきたいと思っております。

また、町会の今いろいろ御意見いただいたお立場だとか状況みたいなお話につきましても、まちセンや支所を通じてしっかり御意見をいただきながら検討してまいりたいと思いますので、ぜひまた御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○区長 それでは、議決のほうに入ってよろしいでしょうか。

冒頭でもお伝えしたとおり、本日は会議を分散して開催しておりまして、既に午前
の部では御承認をいただいております。

本日皆様からいただいた御意見も参考にさせていただきながら、この場で世田谷区地域防災計画の修正素案をお諮りしたいと思います。

それでは、お手元の世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕素案を本防災会議として承認いただけますでしょうか。――異議なしということでございますので、当防災会議として、世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕素案を承認することといたします。

それでは、議題の3つ目、今後のスケジュールについて事務局、お願いします。

○事務局（危機管理部副参事）今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。

資料3の裏面を御覧ください。8月1日から1か月間、パブリックコメントを実施いたします。ここでは主に区民や区内の事業所などから御意見をいただく予定ですが、委員の皆様におかれましても、先ほど申し上げました新型コロナウイルス等感染症対策などについて、計画素案への御意見等がございましたら、事務局まで直接電子メール、または電話、ファクスなどでお送りくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。また、併せて、本素案につきまして東京都との協議も開始してまいります。区民の皆様や委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、計画修正案を作成いたしまして、12月の災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会で報告した後、来年1

月20日の本防災会議での審議を経て策定する予定でございます。その後、計画本編、資料編等をそれぞれ印刷製本いたしまして、3月に公表していく予定となっております。

なお、来年1月20日開催予定の本防災会議につきましては、12月頃に別途通知をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

スケジュールにつきましては以上でございます。

○区長 今の事務局のスケジュール説明について、御質問はございますでしょうか。

——もしないようでしたら、本日の防災会議、午後の部をこれにて閉会いたします。

午後2時58分閉会